

○防災士養成事業補助金交付要綱

令和5年3月31日

告示第165号

改正 令和6年3月21日告示第136号

(目的)

第1条 この要綱は、防災に関する知識と技術を有する防災活動等の指導的な役割を担う人材を養成し、地域防災力の向上を図ることを目的として、防災士資格取得に要する費用に対し、市が予算の範囲内で補助金を交付することについては、勝山市補助金等交付規則(昭和47年勝山市規則第12号)に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災士とは、「自助」「共助」「協働」を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した者をいう。
- (2) 防災士資格取得試験とは、特定非営利活動法人日本防災士機構が認定する検定試験をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、勝山市民とする。

(補助対象となる防災士資格試験)

第4条 補助金の交付の対象となる防災士資格試験は、この要綱の制定以降に受験した試験とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 防災士資格取得試験受験料 3,000円

(2) 防災士認証登録料 5,000円

2 防災士資格取得試験受験料は、資格試験の可否にかかわらず補助対象とする。

3 防災士認証登録料は、資格試験に合格し、市に防災士認証登録申請書を提出した場合に補助対象とする。

(交付の申請等)

第6条 補助金の申請は、防災士認証登録申請書を市に提出した日から起算して3か月以内又は年度の末日のいずれか早い日までに、防災士養成事業補助金交付申請書兼請求書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは資格試験等受験料補助金交付決定通知書により申請者に通知する。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、当該決定を受けた者の指定する金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

(決定の取消し)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があると認めるときは、当該補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、期限を定めて、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和6年3月21日告示第136号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。